

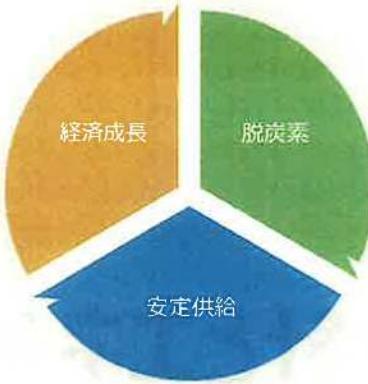
GX基本方針とエネルギー政策

令和5年10月
資源エネルギー庁

GX（グリーン TRANSFORMAITION）

- 日本では、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造から、クリーンエネルギー中心のものへ転換することをグリーン TRANSFORMAITION（GX）と位置づけ。
- GX推進を通じて、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の3つを同時に実現すべく、取組を進めていく。

- ・GXに向けた大規模な投資競争が世界規模で発生
- ・日本が強みを有するGX関連技術を活用し、経済成長を実現。



- ・世界で脱炭素化に向けた潮流が加速
- ・GXにより、2030年温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの国際公約を実現。

- ・ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心にインフレーションが発生。
- ・化石燃料への過度な依存から脱却し、危機にも強いエネルギー需給構造を構築。

GX実行会議について

- 産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革（GX）を実行するべく、必要な施策を検討するため、GX実行会議を開催。
- GX実行会議では、大きな論点として以下を検討。
 - ① 日本のエネルギーの安定供給の再構築に必要となる方策
 - ② それを前提として、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への今後10年のロードマップ

『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』『骨太方針2022』（2022年6月7日閣議決定）

- ◆ ウクライナ情勢によって、日本は、資源・エネルギーの安定的な確保に向けてこれまで以上に供給源の多様化・調達の高度化等を進めロシアへの資源・エネルギー依存度を低減させる必要がある。
- ◆ エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保を大前提に、脱炭素の取組を加速させ、エネルギー自給率を向上させる。
- ◆ また、電力需給ひつ迫を踏まえ、同様の事態が今後も起こり得ることを想定し、供給力の確保、電力ネットワークやシステムの整備をはじめ、取り得る方策を早急に講ずるとともに、脱炭素のエネルギー源を安定的に活用するためのサプライチェーン維持・強化に取り組む。
- ◆ 脱炭素化による経済社会構造の大変革を早期に実現できれば、我が国の国際競争力の強化にも資する。
- ◆ エネルギー安全保障を確保し、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したクリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、本年内に、今後10年のロードマップを取りまとめる。
- ◆ 新たな政策イニシアティブの具体化に向けて、本年夏に総理官邸に新たに「GX実行会議」を設置し、更に議論を深め、速やかに結論を得る。

GX推進に向けたこれまでの政府の動き

2022年

7/27 第1回GX実行会議

⇒ 岸田総理「今後数年間危惧されている電力・ガスの安定供給に向け、再エネ・蓄電池・省エネの大規模導入のための制度的支援策や、原発の再稼働とその先の展開策など具体的な方策について、政治の決断が求められる項目を明確に示してもらいたい」

8/24 第2回GX実行会議

⇒ 再稼働、運転期間延長、次世代革新炉の開発・建設、バックエンドプロセスの加速化などの論点を提示。岸田総理「あらゆる方策について、年末に具体的な結論を出せるよう、与党や専門家の意見も踏まえ、検討を加速」

10/26 第3回GX実行会議

⇒ 岸田総理「専門家との集中的検討を踏まえ、次回GX会議において、「成長志向型カーボンプライシング」の具体的な制度案を提示してもらいたい」

11/29 第4回GX実行会議

⇒ 岸田総理「脱炭素目標に向けた政策対応について、専門家による検討を経て、政治の決断が必要となる踏み込んだ提案をしてほしい」、「次回会議で取りまとめるGX10年ロードマップでは、分野別支援・制度一体型の投資促進策を明確に示し、民間企業の投資意欲を最大限高めることを重視」

12/22 第5回GX実行会議

⇒ 西村GX実現推進担当大臣より、「GX実現に向けた基本方針」（案）を提示し、取りまとめを行う

⇒ 総理より、同基本方針の具体化に向け、GX実現のための法案を次期通常国会に提出すべく、幅広く意見を聞くプロセスを進め、GX担当大臣の下、関係省庁が連携し、準備を進めるよう、指示あり。

2023年

2/10 GX実現に向けた基本方針 閣議決定

GX推進法案 閣議決定・国会提出 ⇒ 5/12 成立

2/28 GX脱炭素電源法案 閣議決定・国会提出 ⇒ 5/30 成立

関係省庁の
審議会における議論

基本政策分科会
クリーンエネルギー戦略合同会合等

「GX実現に向けた基本方針」について

（令和5年2月10日閣議決定）

（1）エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組

①徹底した省エネの推進

- 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金の創設
- 省エネ効果の高い断熱窓への改修等、住宅省エネ化への支援強化

②再エネの主力電源化

- 次世代太陽電池（ペロブスカイト）や浮体式洋上風力の社会実装化

③原子力の活用

- 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内の次世代革新炉への建て替えを具体化
- 厳格な安全審査を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り運転期間のカウントから除外を認める

④その他的重要事項

- 水素・アンモニアと既存燃料との価格差に着目した支援
- カーボンリサイクル燃料（メタナーキング、SAF、合成燃料等）、蓄電池等の各分野において、GXに向けた研究開発、設備投資・需要創出等の取組を推進

（2）「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

①GX経済移行債を活用した、今後10年間で20兆円規模の先行投資支援

②成長志向型カーボンプライシングによるGX投資インセンティブ

③新たな金融手法の活用

⇒ 今後10年間で150兆円を超えるGX投資を官民協調で実現・実行

④国際展開戦略

- クリーン市場の形成やイノベーション協力を主導
- 「アジア・ゼロエミッション共同体」(AZEC)構想を実現

⑤公正な移行などの社会全体のGXの推進

- 成長分野等への労働移動の円滑化支援
- 地域・暮らしの脱炭素化を実現

⑥中堅・中小企業のGXの推進

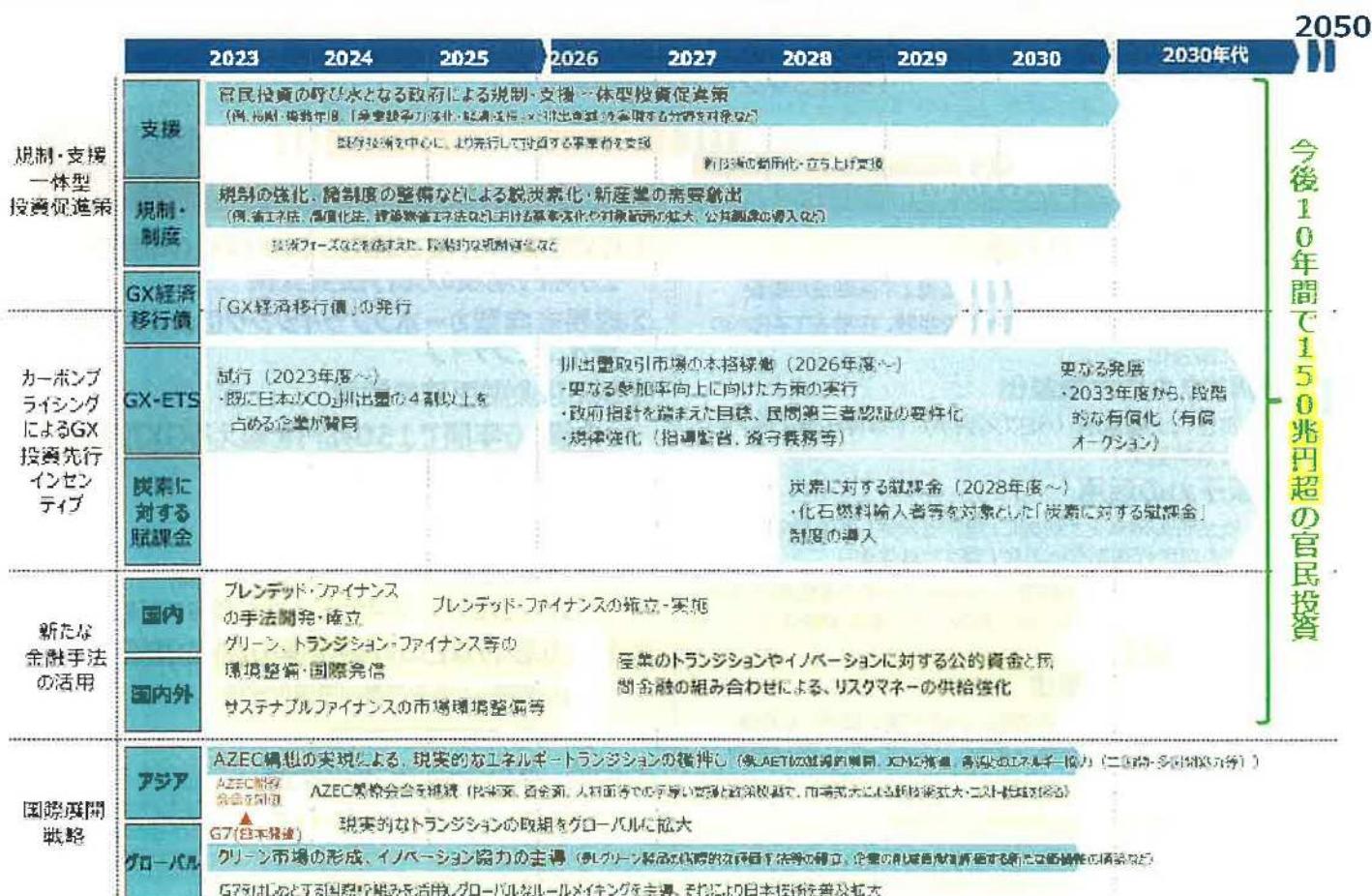
- サプライチェーン全体でのGXの取組を推進

（注釈）本年7月28日に「GX実現に向けた基本方針」から時点修正を加え、「GX推進戦略」を閣議決定

国際展開戦略や社会全体のGXの推進

国際展開戦略	<ul style="list-style-type: none"> 日本は、グローバルなGXの実現に貢献すべく、クリーン市場の形成やイノベーション協力を主導する。 世界の排出量の半分以上を占めるアジアのGXの実現に貢献すべく、地域のプラットフォームとして、「アジア・ゼロエミッション共同体」(AZEC)構想を実現し、エネルギー・トランジションを一層後押しする。 エネルギーセキュリティの確保も重要な要素。アジア諸国とのLNG協力も含め、現実的な形での脱炭素に向けた取組を進めていく。
公正な移行	<ul style="list-style-type: none"> GXを推進する上で、新たに生まれる産業への労働移動を適切に進めていくことが重要。 人への投資の政策パッケージを5年で1兆円に大幅拡充する中で、成長分野などへの労働移動の円滑化支援、在職者のキャリアアップのための転職支援、企業による社員のリスキリング支援等を通じて、新たなスキルの獲得とグリーン分野を含む成長分野への円滑な労働移動を同時に進めていく。
地域・くらしのGX	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素先行地域の創出・全国展開を推進。加えて、企業・住民を巻き込んだ脱炭素化や、公営企業を含む地方公共団体の全ての事務事業の脱炭素化（再エネ・ZEB・電動車等）を重点対策として加速化すべく、温対法に基づく地方公共団体実行計画制度と、交付金や地方財政措置等による支援を一体的に実施。 地域の取組の原動力にもなるよう、新たな国民運動を全国展開し、脱炭素製品等の需要を喚起。
中堅・中小企業のGXの推進	<ul style="list-style-type: none"> 大企業のみならず中堅・中小企業も含めたサプライチェーン全体でのGXの取組が不可欠。 事業再構築補助金にグリーン成長枠、ものづくり補助金にグリーン枠を昨年度補正予算で新設。本年度第二次補正予算では、これらの補助金について、補助上限額引上げや要件緩和等を実施。 また、排出量等の見える化（測る）支援、省エネ診断の体制強化、ブッシュ型支援に向けた中小企業支援機関のGX関連人材の育成、GX関連施策の情報発信強化等も推進。 下請中小企業振興法の「振興基準」に、脱炭素化に係る基準を追加したことや、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大等により、中小企業を含むサプライチェーン全体での取組を促進。

今後10年を見据えたロードマップの全体像



脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 【GX推進法】の概要（2023年5月成立）

背景・法律の概要

- 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、（1）GX推進戦略の策定・実行、（2）GX経済移行債の発行、（3）成長志向型カーボンプライシングの導入、（4）GX推進機構の設立、（5）進歩評価と必要な見直しを法定。

（1）GX推進戦略の策定・実行

- 政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。【第6条】

（2）GX経済移行債の発行

- 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度(令和5年度)から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。【第7条】
※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。（2050年度(令和32年度)までに償還）。【第8条】
※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。

（3）成長志向型カーボンプライシングの導入

- 炭素排出に値付けすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。
⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが付与される仕組みを創設。
※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。（低い負担から導入し、徐々に引上げ。）
① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入
 - 2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】
- 排出量取引制度
 - 2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】
 - 具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。【第17条】

（4）GX推進機構の設立

- 経済産業大臣の認可により、GX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を設立。
(GX推進機構の業務)【第54条】
 - 民間企業のGX投資の支援（金融支援（債務保証等））
 - 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
 - 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当て・入札等） 等

（5）進歩評価と必要な見直し

- GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- 化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】

※本法附則において改正する特別会計に関する法律については、平成28年改正において同法第88条第1項第2号ニに併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための 電気事業法等（※）の一部を改正する法律 【GX脱炭素電源法】の概要（2023年5月成立）

※電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（再処理法）

背景・法律の概要

- ✓ ロシアのウクライナ侵略に起因する国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需給ひつ迫等への対応に加え、グリーン・トランسفォーメーション（GX）が求められる中、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備が必要。
- ✓ 本年2月10日(金)に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1)地域と共生した再エネの最大限の導入促進、(2)安全確保を大前提とした原子力の活用に向け、所要の関連法を改正。

（1）地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援（電気事業法、再エネ特措法）

① 再エネ導入に資する系統整備のための環境整備（電気事業法・再エネ特措法）

- ・電気の安定供給の確保の観点から特に重要な送電線の整備計画を、経済産業大臣が認定する制度を新設
- ・認定を受けた整備計画のうち、再エネの利用の促進に資するものについては、従来の運転開始後に加え、工事に着手した段階から系統交付金（再エネ賦課金）を交付
- ・電力広域的運営推進機関の業務に、認定を受けた整備計画に係る送電線の整備に向けた貸付業務を追加

② 既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進（再エネ特措法）

- ・太陽光発電設備に係る早期の追加投資（更新・増設）を促すため、地域共生や円滑な廃棄を前提に、追加投資部分に、既設部分と区別した新たな買取価格を適用する制度を新設

③ 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化（再エネ特措法）

- ・関係法令等の違反事業者に、FIT/FIPの国民負担による支援を一時留保する措置を導入。違反が解消された場合は、相当額の取り戻しを認めることで、事業者の早期改善を促進する一方、違反が解消されなかった場合は、FIT/FIPの国民負担による支援額の返還命令を新たに措置
- ・認定要件として、事業内容を周辺地域に対して事前周知することを追加（事業譲渡にも適用）
- ・委託先事業者に対する監督義務を課し、委託先を含め関係法令遵守等を徹底

（2）安全確保を大前提とした原子力の活用/廃炉の推進（原子力基本法、炉規法、電気事業法、再処理法）

① 原子力発電の利用に係る原則の明確化（原子力基本法）

- ・安全を最優先とすること、原子力利用の価値を明確化（安定供給、GXへの貢献等）
- ・国・事業者の責務の明確化（廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセス加速化、自主的安全性向上・防災対策等）

② 高経年化した原子炉に対する規制の厳格化（炉規法）

- ・原子力事業者に対して、①運転開始から30年を超えて運転しようとする場合、10年以内毎に、設備の劣化に関する技術的評価を行うこと、②その結果に基づき長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可を受けることを新たに法律で義務付け

③ 原子力発電の運転期間に関する規律の整備（電気事業法）

- ・運転期間は40年とし、i) 安定供給確保、ii) GXへの貢献、iii) 自主的安全性向上や防災対策の不断の改善について経済産業大臣の認可を受けた場合に限り延長を認める
- ・延長期間は20年を基礎として、原子力事業者が予見し難い事由（安全規制に係る制度・運用の変更、仮処分命令等）による停止期間（a）を考慮した期間に限定する
※原子力規制委員会による安全性確認が大前提

④ 円滑かつ着実な廃炉の推進（再処理法）

- ・今後の廃炉の本格化に対応するため、使用済燃料再処理機構（NuRO（※））に
i) 全国の廃炉の総合的調整、ii) 研究開発や設備調達等の共同実施、iii) 廃炉に必要な資金管理 等 の業務を追加
(※) Nuclear Reprocessing Organization of Japan の略
- ・原子力事業者に対して、NuROへの廃炉拠出金の拠出を義務付ける

※1 災害の危険性に直接影響を及ぼしうるような土地開発に関わる許認可（林地開発許可等）については、認定申請前の取得を求める等の対応も省令で措置。

※2 炉規法については、平成29年改正により追加された同法第78条第25号の2の規定について同改正において併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。

※3 再処理法については、法律名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」から「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改める。



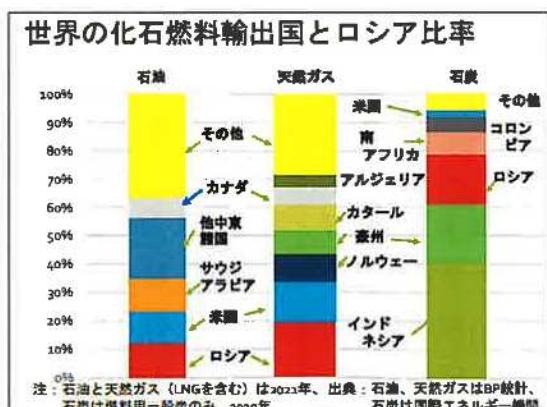
山本隆三：常葉大学 名誉教授

京都大学工学部卒業後、住友商事株式会社に入社。石炭部副部長、地球環境部長などを務める。2008年プール学院大学（現桃山学院教育大学）国際文化学部教授、2013年より常葉大学経営学部教授。2021年名誉教授。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「民間主導による低炭素技術普及促進事業採択審査委員会」委員、日本商工会議所、東京商工会議所エネルギー・環境委員会学識委員、NPO法人国際環境経済研究所所長などを務める。

◆エネルギーの多様化とロシアへの化石燃料依存

エネルギーの選択基準は安全を前提に「経済性」「安定供給」「環境」の3点だが、時代とともにその内容は変化してきた。例えは、かつて環境は公害と呼ばれた大気汚染、水質汚濁などを指したが、1980年代から地球温暖化が大きな課題となり、現在の環境は温室効果ガスの排出を意味するようになった。3点への比重の置き方も時代により変わる。2022年2月にロシアがウクライナに侵略して以降、注目を浴びているのはエネルギーの安定供給だ。1973年の第一次オイルショックにより多くの国は中東からの安価な石油への依存に危機感を持ち、エネルギーの多様化を図った。

その結果、石炭、天然ガス、原子力と供給源が広がり、現在は石油、石炭、天然ガスの化石燃料が、ほぼ同じ比率で世界のエネルギー供給の8割を担っている。化石燃料の中で多様化が進んだ結果、ロシアが世界一の化石燃料輸出国となった。



◆エネルギー自給率の確保と課題

ロシアへの化石燃料依存が高まった中で、ロシアによるウクライナ侵攻がエネルギー危機を引き起こし、欧州を中心に世界はエネルギー価格の大幅上昇に直面した。日本を含む世界の主要国は、一斉に脱ロシア産化石燃料に加え、エネルギーの自給率向上による安定供給確保に乗り出した。各国で共通した大きな柱の一つは、再生可能エネルギー（以下、再エネ）、その中でも洋上風力の導入だ。

2023年5月広島で開催されたG7の首脳声明でも大規模な新規洋上風力導入が謳われた。欧米諸国は日本に先行し洋上風力の導入を進めているが、早くも挫折を味わっている。エネルギー価格の上昇がインフレを引き起こし鉄鋼、セメントなど多くの資材の価格が上がった。

再エネ設備は大量の資材を必要とする。同じ発電量を得るのに必要な資材は、原子力発電所より二桁大きい。英国、米国では多くの洋上風力開発事業者が資材の高騰に直面し事業から撤退を始めた。欧米との比較では風況が劣る日本でも洋上風力への期待が高いが、相対的に高い発電コストは、これから資材価格の値上がりを受けさらに上昇することになる。ネオジム磁石をはじめ主要部品が中国依存である点も懸念材料だ。ロシアに代わり他の強権国家に依存しては安全保障問題の解決にはならない。

発電設備別必要な資材量

資材/発電設備	原子力発電	太陽光発電	風力発電
アルミニウム	0	680	0
セメント	0	3700	0
コンクリート	700	350	8000
鋼	3	850	23
ガラス	0	2700	92
鉄	5	0	120
船	2	0	0
プラスチック	0	220	190
シリコン	0	57	0
鋼鉄	160	7900	1800

注：単位は発電量10億kWh当たりトン。
再エネ設備は上記で必要な設備を含む

出典：米国エネルギー省

◆欧州で注目される原子力発電導入

再エネ設備の課題が明らかになる中で、多くの国が再度注目しているのが原子力発電だ。気候変動問題への対処のためエネルギー源の脱炭素化が急がれる中で、自給率に加え経済性も満たせる原子力発電設備導入を検討する国が増えている。中には米国で開発が進む小型モジュール炉(SMR)導入に意欲を示す欧州諸国も出てきた。

この背景にあるのは世論の変化だ。ロシア侵攻前ドイツでの脱原発支持は65%だったが、今脱原発支持は20%だ。EU27カ国全体でも原子力の利用に反対する声は、2020年の41%から15%まで低下している。原子力利用を支持する世論の高まりが欧州諸国のエネルギー政策の方針変更を引き起こした。

1990年に脱原発を決定したイタリアは、原発新設に方針を変更した。2025年脱原発を予定していたベルギーは、35年に先延ばしした。原発の新設を行わない方針だったスウェーデンは、新設に踏み切ることを決めた。ポーランドは、大型炉3基を米国に発注した。チェコは新設大型炉の入札を行った。ルーマニア、フィンランドは米国製SMRを検討していると報じられている。

◆国際競争力の確保と脱炭素社会にむけて

日本も自給率向上と脱炭素を図る中で、消費者負担増と電気料金の引き上げにつながる再エネ導入をある程度抑制する施策が必要とされる。原発の建て替えは寄与するが、脱炭素社会では電気と水素への需要が高まり、水素も水の電気分解により製造されると考えられるので、電力需要は大きく増加する。その電力の大半を既存の原発の建て替えと新設される再エネで供給することは困難だし、仮に実現しても、エネルギー価格の上昇を引き起こす。

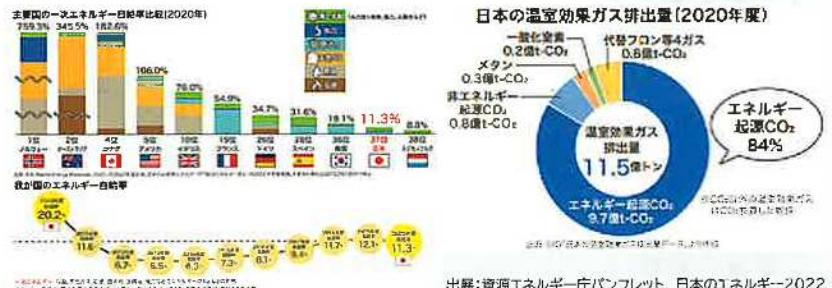
日本も多くの欧州諸国が検討しているSMRを含めた新設まで考えるべき時期に来ているのではないか。原子力発電に関する日本の世論も変化していることに加え、温暖化対策・エネルギーの安定供給・経済性確保の観点から日本が取れる選択肢は限られている。SMRを含め新設の選択肢を国民に早く示し政策を練り上げなければ、世界が脱炭素に進む中で日本のエネルギー価格が相対的に大きく上昇し、日本は国際競争力を失いかねない。

本事業は、資源エネルギー庁の委託により実施しております。

令和5年度「講師派遣」お申し込みのご案内

将来の日本のエネルギーを考える

温室効果ガスの増加による地球温暖化、地政学リスクの高まりによるエネルギーの安全保障、グリントransformationの加速化に向けた動きなど日本のエネルギー・原子力政策は、大きな転換点に差し掛かっています。日々の生活に欠かせないエネルギーについて一緒に考えませんか。



对 象

前項の自治体、民間団体等が主催する講演会、勉強会、シンポジウム等。ただし、**参加予定人数が概ね20名以上で、参加費無料且つ開催日が2024年2月末までの講演会等に限ります。**

※既定の派遣数を超えた場合、その時点をもって募集は終了となります。予めご了承下さい。

經 費

講師の旅費・謝金は、資源エネルギー庁が負担致します。

講 師

ご希望のテーマに応じて、学識経験者、研究者等、適切な講師を当財団が選定しご提案いたします。

その他

参加者資料、パソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、マイク、放射線計測器等は主催者側にてご準備願います。また、今後の参考とするため、主催者と参加者の皆様にアンケートのご協力をお願い致します。

講演会等での質疑応答は、その内容を主催者側でまとめて頂き、事務局までご提出お願いします。

お申込み方法

開催日時、場所及び講演テーマ等を裏面の「講師派遣申込書」にご記入の上、裏面問い合わせ先に記載のあるEメール、郵送もしくはFAXにてお送りください。

お申し込みは必ず、開催日の1か月前までにお願いします。

注意

お申し込みの内容をご確認の上、お引受けが可能かを決定させていただきます。予めご了承ください。

できるだけ多くの皆様に本事業を活用していただくため、同一の目的の自治体や民間団体からの複数のお申し込みは、お引受けできない場合もございます。

講演テーマ例

エネルギー政策

- ・脱炭素社会の実現に向けて
 - ・第6次エネルギー基本計画とカーボンニュートラル
 - ・エネルギー政策のゆくえ～産業への影響と今後の取組みは？～
 - ・GX(グリーントランسفォーメーション)に向けた挑戦
 - ・S+3E 知っていますか？

原子力政策

- ・基礎から学ぶ原子力発電
 - ・日本における原子力の必要性と役割
 - ・放射性廃棄物、核燃料サイクルってなんだろう？
 - ・原子力発電所の事故～教訓と対策、新規制基準～
 - ・世界が注目！次世代革新炉の将来

エネルギー安全保障

- ・知られざる国際資源競争～世界からみる日本の立ち位置～
 - ・電力自由化と安定供給
 - ・ウクライナ侵攻と世界の原子力事情
 - ・エネルギーと国際競争力～もう一つの日本の安全保障～
 - ・脱炭素社会の実現とエネルギーの安定供給

身近な暮らしにまつわる話

- ・わたしたちの暮らしとエネルギー
 - ・知っていますか？電気料金のしくみ？
 - ・身近にある放射線の話～自然放射線から学ぶ～
 - ・エネルギーと地球環境問題
 - ・電気の需要と供給～日本の電気って足りてる？～

この申込書にご記入の上、**電源地域振興センター 講師派遣事務局**までお送りください。

主催者 (申込者)	団体名		
	担当部署		
	責任者役職・氏名	担当者氏名	
	住所〒一		
	電話番号	FAX	メールアドレス
会合名			
開催の目的			
日時	第1希望 年月日(曜日) :	~	:
	第2希望 年月日(曜日) :	~	:
	第3希望 年月日(曜日) :	~	:
会場	会場名		
	住所〒一		電話番号
	会場最寄駅(線 駅) 駅から会場までの手段		
	<input type="checkbox"/> 徒歩()分 <input type="checkbox"/> 車()分	<input type="checkbox"/> バス()分 (会社名	停留所名)
送迎の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
対象			
希望テーマ			

【講演内容や配布資料を充実したものにするため、下記の質問にお答えください】

I 希望テーマのどのようなことについて特に聞きになりたいですか。(箇条書きで結構です)

(1) _____
 (2) _____
 (3) _____

II 参加者について

1. 性別 男性()割 女性()割
 2. 年齢層 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代~
 3. ご希望のテーマに予備知識がございますか。 ある 少しある あまりない ほとんどない
 4. エネルギー、環境や原子力についての講演会に過去参加されたことがありますか。
 ある(回) ない(回)

III 講演会等の実施後、成果を広めるような活動を行う予定はありますか。

ある • 広報誌やWEBなどに開催内容を掲載 • 報告書を作成し開示 • プレスリリースを行う
 • 改めて独自に勉強会などを開催 • その他()
 ない

*よりより講演会等とするために、講演時間、講演会の内容、進め方等の詳細については追って打合せをさせていただきます。

*取得した個人情報は、お申込み及び調整の目的で利用します。法律に定められている場合を除き、第三者に提供することはありません。

以上に同意の上、申し込みます。

◆問い合わせ先

一般財団法人電源地域振興センター 講師派遣事務局

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-3 堀留中央ビル7階

TEL03-6372-7305 FAX:03-6372-7301 E-Mail:koushihaken@dengen.or.jp

営業時間:平日10:00~17:00

講師派遣専用
ホームページは
コチラ⇒⇒⇒
※5月下旬以
降のオープン
となります。

